

神奈川県環境関連環境法令研修(専門コース)  
理解度テスト①解答

問1～問8について、正しい場合は○、誤っている場合は×を回答欄に記入してください。

1. 施設のグリーストラップ内の清掃を清掃業者に委託した。清掃によって集められたグリーストラップ内の「汚泥」の処理責任を有する者(排出者)は清掃業者である。

解答:×

解説:施設のグリーストラップ内から発生した「汚泥」は、県が排出事業者になる。廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。清掃業者が産業廃棄物処理の収集運搬の許可を持っている場合は、清掃業者と収集運搬契約を結び、廃棄物処理を委託する。処分契約は処分の許可がある業者と別途結ぶ。

2. プラスチックごみは毎月定期的に発生していることから、産業廃棄物処理の許可業者と年間の処理委託契約を行っている(収集運搬と処分が同一の事業者)。年度の途中で改めて契約書を確認したところ、添付されている収集運搬の許可証の有効期限が既に切れてしまっていた。このような場合でも、年間の委託契約を結んでいるので、最新の許可証入手する必要はない。

解答:×

解説:産業廃棄物処理の委託は、許可を受けた事業者にしかすることができない。許可証の期限が契約期間の途中で切れている場合、その事業者が適切に許可更新を行っているか(許可の取り消しや事業停止命令を受けていないか)等を確認する必要があることから、最新の許可証の写しを入手する必要がある。なお、許可証の写しは契約書に添付することが義務付けられている。

3. 産業廃棄物を引き渡した際に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、控えであるA票を含み、5年間保管しなければならない。

解答:○

解説:控えであるA票及び返送された伝票(B2票、D票、E票)ともに5年間保管が義務づけられている。

4. 昨年度の産業廃棄物の排出は、年末の大掃除で出た机やイス等の什器類を廃棄した1回のみでかつ少量だったため、「マニフェスト交付等状況報告書」の提出はしなくてもよい。

解答:×

解説:産業廃棄物管理票(マニフェスト)は1枚でも交付したら、翌年度に交付状況を報告しなければならない。(電子マニフェストを導入している場合は、システム上で自動的

に報告されるので改めての報告は不要)

5. 家庭用のルームエアコンでも、業務用として事務所で使う場合は、フロン排出抑制法の適用を受ける。

解答:×

解説:フロン排出抑制法の対象となるのは、業務用として作られたものであり、家庭用として作られたものは、業務用として使用しても本法の対象とはならない(家電リサイクル法の適用を受ける)。

6. フロン排出抑制法の「簡易点検」は、専門業者に委託しなければならない。

解答:×

解説:簡易点検の実施者に定めはないため、専門業者に委託する必要はない(委託してもよい)。

7. フロン排出抑制法の適用を受ける機器において、現在使用していないものについては「簡易点検」を行わなくてもよい。

解答:×

解説:フロンが充填されたままであれば、たとえ使用していなくても、故障すればフロン漏えいの恐れがあることから、未然防止のために簡易点検を行わなければならない。フロンを抜き取り済であれば、点検は不要。

8. 業務用冷蔵庫の入替を実施したので、元々使っていた冷蔵庫はフロンを抜かないまま冷販売事業者(フロン回収業者の許可はない。)に下取にだしてもよい。

解答:×

解説:フロン類の回収は、都道府県より許可を受けた事業者(第一種フロン類充填回収事業者)に回収を依頼しなければなりません。また、販売事業者が商慣習として同種の製品の販売に伴ってサービス(無償下取り)行為は廃棄物処理法の特例として認められていますが、廃棄する際は注意が必要です。

<回答欄>

1	2	3	4	5	6	7	8
×	×	○	×	×	×	×	×

(次ページへ続く)

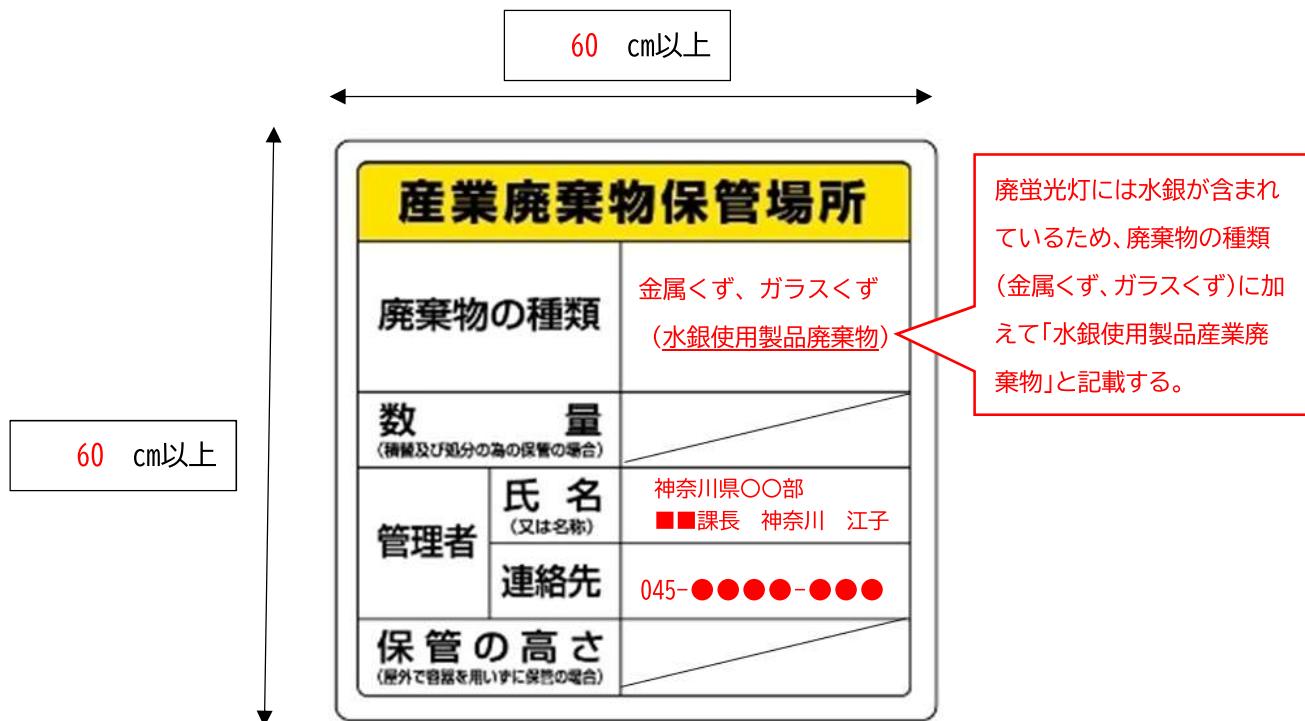
## 理解度テスト②解答

9. フロン排出抑制法対象となる、第一種特定製品を選択肢の以下に○つけてください。

ルームエアコン（家庭用空調）、~~パッケージエアコン（業務用空調）~~、家庭用冷蔵庫・  
冷凍庫、~~業務用冷蔵庫・冷凍庫~~、洗濯機、~~製氷機~~、炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機、  
扇風機、~~冷水器~~、~~自動販売機~~

10. 施設の蛍光灯の交換を行い、廃蛍光灯は後でまとめて処分を行うため、しばらく保管しておることになりました。保管場所に設置する産業廃棄物保管場所の掲示板について、以下に廃棄物の種類、管理者、正しい大きさを記入してください。

※管理者は、自分の所属する部署・施設等を想定して記入してください。



### 【補足】

蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)を保管する場合は、廃棄物と混ざらないように仕切りを設ける(例:段ボールに入れる、パーテーションで区切る等)、割れて水銀が漏れないような措置をとることが必要である。

以上で終了です。お疲れ様でした。